

関係課長 様
各教育局長

教育次長

教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について（通知）

このことについて、これまでもあらゆる機会を通じて注意を喚起してきたところではありますが、教職員による不祥事が後を絶たず、また、定期監査で不適切な会計処理について指摘を受けるなど、学校教育に対する道民の信頼が著しく損なわれる事態になっております。

教育行政は道民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人ひとりが服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、改めてその趣旨を徹底するため、組織全体として、より実効性のある再発防止策に取り組んでいく必要があります。

については、不祥事等の再発防止を図るため、今後、次に掲げる取組を実施することとしますので、積極的に推進してください。

記

- 1 「コンプライアンス確立月間」の設定
毎年5月、6月を「コンプライアンス確立月間」とし、別記のとおり取り組むこととする。
- 2 「コンプライアンス確立会議」の設置
教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について、意見交換や情報交換等を行い、より実効性のある再発防止策等を協議するため、「コンプライアンス確立会議」を設置する。
 - ア 全道コンプライアンス確立会議
道教委関係課及び各教育局の担当者による会議を開催し、不祥事防止策に係る意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組に反映する。
 - イ 管内コンプライアンス確立会議
各教育局において、教育局、市町村教育委員会・各種校長会の代表者等による会議を開催し、意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組に反映する。
- 3 コンプライアンス・アドバイザーによる助言等
弁護士等の外部有識者（コンプライアンス・アドバイザー）による助言などを随時実施する。
- 4 教職員研修内容の充実
各種研修における不祥事等の再発防止に係る研修内容の充実等を図る。
- 5 懲戒処分の事案の周知・公表
道教委のホームページに掲載している懲戒処分の情報を北海道スクールネットにも掲載し、教職員に周知する。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課人事法規グループ）

別記

「コンプライアンス確立月間」について

1 目的

教職員の不祥事等の再発防止については、これまでもあらゆる機会を通し注意を喚起してきたところであるが、教職員による不祥事が後を絶たず、教育に対する信頼が著しく損なわれる事態となっている。

教育行政は、道民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人ひとりが服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが必要であり、改めてその趣旨を徹底するため、より実効性のある取組として、「コンプライアンス確立月間（以下「確立月間」という。）を設定し、教職員全体が共通認識を持った不祥事等の再発防止の取組を展開する。

2 実施期間及びテーマ

(1) 実施期間

毎年5月及び6月とする。

(2) テーマ

確立月間において、「わいせつ行為・セクシャルハラスメントの防止」「体罰の防止」「金銭事故の防止」「個人情報の紛失防止」「飲酒運転の撲滅」などを中心に各管内及び各学校の状況に応じたテーマを設定し実施する。

3 実施内容

(1) 全道コンプライアンス確立会議の開催

本庁において「全道コンプライアンス確立会議」を開催する。

ア 不祥事等の再発防止に係る意見交換や情報交換を通し、全道的な共通理解及び情報共有を行い、取組に反映する。

イ 全国・全道の取組状況の把握を行い、情報提供する。

ウ 全道の取組結果をフィードバックし、優れた取組を全道へ普及する。

エ その他不祥事等の再発防止に必要な事項を協議する。

(2) 管内コンプライアンス確立会議の開催

各管内において、「管内コンプライアンス確立会議」を開催する。

ア 全国・全道の取組状況について情報の共有を図る。

イ 管内の状況に応じた重点課題を把握する。

ウ 管内の状況に応じた重点目標、重点的な取組を設定する。

エ その他不祥事等の再発防止に必要な事項を協議する。

(3) 職場研修の集中的な実施

確立月間において不祥事等の再発防止策を教職員一人ひとりに浸透させるための実効性ある研修を各学校の実情にあわせ集中的に実施し、教職員のコンプライアンス意識の向上を図る。

ア 具体的な取組例

(ア) 全体研修の実施

校内研修資料などを活用した校内研修を実施し、教職員の不祥事等の再発防止に対する意識の高揚を図る。

(イ) 個別研修の実施

校長が教職員一人ひとりとコミュニケーションを図りながら、不祥事等の再発防止意識の高揚を図る。

イ 職場研修の留意事項

(ア) 職場研修の実施にあたっては、教職員一人ひとりの心に響く取組となるよう研修方法などについて工夫すること。

(イ) 職場研修は、確立月間のみならず、年間を通じてあらゆる機会を通し実施することが必要であること。

(ウ) 個別研修については、別途送付する「リーフレット」等を活用し、学校の状況に応じたテーマを選択し、例えば、「学校職員評価制度における個人面談」時を活用するなど学校の実情に応じ実施すること。

職員の不祥事防止対策

北海道教育委員会

趣 旨

職員の不祥事が後を絶たないことから、これまでの取組に加え、より実効性のある再発防止策を実施する。

<これまでの取組>

- ・ 「懲戒処分の指針」の策定 ・ 研修資料の作成、配布 ・ 各種通知発出
- ・ 各種研修会等でのサービスに関する講義等の実施 ・ 緊急メッセージの発出 等

実効性の強化

職員の「心に響く」取組

3つの柱

集中的な実施

コンプライアンス意識の向上

情報の共有

取 組

5つの柱

コンプライアンス
確立月間の設定

コンプライアンス
確立会議の設置

コンプライアンス・
アドバイザーによ
る助言等

職員研修
の充実等

懲戒処分
情報の周知・公表

I 組織的な取組

1 コンプライアンス確立月間

毎年5月及び6月を「コンプライアンス確立月間」として設定し、コンプライアンス確立会議を開催するほか、各所属において不祥事等の防止に向けた職場研修を集中的に実施する。

2 コンプライアンス確立会議

不祥事防止対策に係る意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組に反映させる。

3 コンプライアンス・アドバイザー

弁護士等の外部有識者による助言等を随時実施する。

4 職員研修の充実・実施促進

階層別研修等における不祥事等の再発防止に係る研修内容の充実を図る。

II 懲戒処分情報の周知・公表

現在、既に道教委ホームページに掲載している懲戒処分の情報を北海道スクールネット等に掲載し、職員への周知を図る。

各道立学校長 様

北海道教育庁教育次長

教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について（通知）

このことについて、これまでもあらゆる機会を通じて注意を喚起してきたところであり、教職員による不祥事が後を絶たず、また、定期監査で不適切な会計処理について指摘を受けるなど、学校教育に対する道民の信頼が著しく損なわれる事態になっております。

教育行政は道民の信頼の上に成り立つものであり、教職員一人ひとりが服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、改めてその趣旨を徹底するため、組織全体として、より効果的のある再発防止策に取り組んでいく必要があります。

については、不祥事等の再発防止を図るため、今後、次に掲げる取組を実施することとしますので、所属職員に対して周知するとともに、職場研修の集中的な実施など、各所属の状況に応じたきめ細かな取組を検討し、積極的に実施するよう努めてください。

記

- 1 「コンプライアンス確立月間」の設定
毎年5月、6月を「コンプライアンス確立月間」とし、別記のとおり取り組むこととする。
- 2 「コンプライアンス確立会議」の設置
教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について、意見交換や情報交換等を行い、より実効性のある再発防止策等を協議するため、「コンプライアンス確立会議」を設置する。
 - ア 全道コンプライアンス確立会議
道教委関係課及び各教育局の担当者による会議を開催し、不祥事防止策に係る意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組に反映する。
 - イ 管内コンプライアンス確立会議
各教育局において、教育局、市町村教育委員会・各種校長会の代表者等による会議を開催し、意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組に反映する。
- 3 コンプライアンス・アドバイザーによる助言等
弁護士等の外部有識者（コンプライアンス・アドバイザー）による助言などを随時実施する。
- 4 教職員研修内容の充実
各種研修における不祥事等の再発防止に係る研修内容の充実等を図る。
- 5 懲戒処分の事案の周知・公表
道教委のホームページに掲載している懲戒処分の情報を北海道スクールネットにも掲載し、教職員に周知する。

（総務政策局総務課人事グループ）
（総務政策局教職員課人事法規グループ）

各市町村教育委員会教育長
様
(札幌市教育委員会教育長を除く。)

北海道教育庁教育次長

教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について（通知）

このことについて、これまでもあらゆる機会を通じて注意を喚起してきたところであり、教職員による不祥事が後を絶たず、学校教育に対する道民の信頼が著しく損なわれる事態となっております。

教育行政は、道民の信頼の上に成り立つものであり、職員一人ひとりが服務規律の確保や法令遵守について高い意識を持つことが求められていることから、改めてその趣旨を徹底するため、組織全体として、より実効性のある再発防止策に取り組んでいく必要があります。

ついでには、不祥事等の再発防止を図るため、今後、次に掲げる取組を実施することとします。貴職におかれましても趣旨をご理解いただき、貴管下の学校において、職場研修の集中的な実施など各所属の状況に応じたきめ細かな取組を検討し、積極的に実施されるようご指導をお願いします。

記

- 1 「コンプライアンス確立月間」の設定
毎年5月、6月を「コンプライアンス確立月間」とし、別記のとおり取り組むこととする。
- 2 「コンプライアンス確立会議」の設置
教職員の不祥事等の再発防止に向けた取組について、意見交換や情報交換等を行い、より実効性のある再発防止策等を協議するため、「コンプライアンス確立会議」を設置する。
 - ア 全道コンプライアンス確立会議
道教委関係課及び各教育局の担当者による会議を開催し、不祥事防止策に係る意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組みに反映する。
 - イ 管内コンプライアンス確立会議
各教育局において、教育局、市町村教育委員会・各種校長会の代表者等による会議を開催し、意見交換や情報交換等を行い、その結果を取組みに反映する。
- 3 コンプライアンス・アドバイザーによる助言等
弁護士等の外部有識者（コンプライアンス・アドバイザー）による助言などを随時実施する。
- 4 教職員研修内容の充実
各種研修における不祥事等の再発防止に係る研修内容の充実等を図る。
- 5 懲戒処分的事案の周知・公表
道教委のホームページに掲載している懲戒処分の情報を北海道スクールネットにも掲載し、教職員に周知する。

(総務政策局教職員課人事法規グループ)